社会医療

メインテーマ　伝統と改革

◆2025 年度の研究成果報告

日本柔道整復接骨医学会医療分科委員会　委員　瀧澤　一裕

【key words】コンプライアンスとガバナンス、柔道整復師倫理綱領、医療広告規制、あはき・柔整広告ガイドライン、キャリア形成

【Abstract】

本分科会は患者さんの医療倫理や医事法学（医療法、柔道整復師法、介護保険法等）を学ぶための分科会です。日本や世界の医療倫理の動向、日本の医事法学の改正の情報を収集し、毎年の社会医療分科会で解り易く報告してきました。2025 年度の第 34 回学術大会では、森田悦史先生が「コンプライアンスとガバナンスの問題点について」と題し、コンプライアンスとガバナンスの意義を説明し、企業の裁判例やハラスメント事例を通して、その課題と重要性を発表されました。深澤晃盛先生が「接骨院における時間外診療と公益性を守る意志決定について」と題し、時間外診療は公益性と教育的意義を併せ持つ。診療データを共有・検討し、若手育成と持続可能な臨床技術の継承につなげることが重要であると考察されました。藤井剛寛先生が「柔道整復師倫理綱領の理解度と実情について」と題し、柔道整復師 188 名を対象に倫理綱領の理解・実践状況を調査した。認知はある一方、現場への浸透に課題があり、倫理教育や対策強化の必要性が示されました。瀧澤一裕先生が「柔道整復師の法律入門」と題し、柔道整復師の役割を深く理解するには、関連法規の正しい理解が重要で、法律と保険制度の違いを学び、自律性を高め、医療や地域社会への貢献につなげる必要があると発表されました。2026 年 2 月の分科会の研究会では、前田和彦先生が「web サイトでの医療広告規制で注意しておくべき基本事項―医科の事例から理解する―」と題し、「あはき・柔整広告ガイドライン」の策定を踏まえ、医科の Web 広告規制事例をもとに、今後必要となる広告適正化への対応について講演されました。稲葉 裕先生が「セラピストのキャリアを広げる選択肢～マルタ共和国での挑戦」と題し、柔道整復師としての臨床・研究経験を通じ、博士号取得や国際展開への挑戦、学び直しによる新たなキャリア形成の可能性を講演されました。【COI】開示すべき COI 関係にある企業などありません。【倫理的配慮】2025 年度の研究成果報告の概要であり、倫理審査の対象外です。個人情報保護に十分配慮し、必要に応じて対象者の同意を得ました。

◆ RMT（Repetitive Micro Trauma）を背景とした外側上顆炎における LCL 障害の臨床的検討

ふかさわ接骨院　深澤　晃盛

【key words】外側上顆炎、外側側副靭帯、Repetitive Microtrauma、スポーツ障害

【Abstract】

【はじめに】RMT（Repetitive Microtrauma）は反復性微小外傷による慢性疾患である。外側上顆炎では短橈側手根伸筋（ECRB）と外側側副靭帯（LCL）の重症度が正の相関を示すと報告され、腱障害から靭帯損傷へ進展する可能性がある。しかし、その時間的経過や臨床指標は十分に明らかにされていない。本研究は、RMT を背景に外側上顆炎から LCL 損傷へ進展した症例の経過および超音波画像所見の変化を検討することを目的とする。【対象および方法】肘外側部痛を発症し、受傷前から疼痛を自覚していた 5 例（男性 1 例、女性 4 例、平均 53.6 歳）を対象とした。受傷前疼痛期間、運動頻度、競技種目、機能障害を調査した。外側上顆炎の徒手検査（Thomsen、中指伸展テスト）を実施した。また、LCL の評価は、前腕回内位での内反ストレステストおよび超音波観察を行った。【結果】受傷前の疼痛期間は平均 47.2 日（14～90 日）で、週平均 3 日、1 回平均 90 分運動していた。競技はテニス 3 例、ゴルフ 1 例、バドミントン 1 例で、全例が運動時痛から日常生活動作時痛への移行を主訴に来院した。内反ストレステストは全例陽性で、超音波画像観察で LCL に低エコー像を認めた。【考察】難治性外側上顆炎では LCL 障害の関与が指摘されている。本研究では、外側上顆痛を呈する症例において徒手検査、および内反ストレステストに加え、超音波でも LCL の異常所見を認めた。所見から、RMT が外側上顆部のみならず、肘外側支持機構へ影響を及ぼす可能性が示唆された。【結語】RMT を背景とする外側上顆炎では、運動継続により LCL 障害を伴う症例を認めた。今後は症例数を増やし、LCL 障害の進展過程および臨床的意義について検討する必要がある。【COI】開示すべき利益相反はない。【倫理的配慮】本発表にあたり、対象者が特定されないよう個人情報の保護に配慮した。発表について対象者または代諾者に説明し、同意を得た。

◆新たな総合認定制度の必要性と社会医療分科会の役割

公益社団法人東京都柔道整復師会　会長　瀧澤　一裕

【key words】総合認定、分科会連携、健康支援、生涯教育、社会医療

【Abstract】

【はじめに】柔道整復業は運動器を中心とする限定的な専門領域であるが、歴史的には地域の健康支援を複合的に担ってきた。近年は領域の厳格化が更に進んでいることから、認定を細分化するより総合的な資質向上に方向性を持つ事が適していると考えられる。また、資格取得後の研鑽が国民から見えにくい現状から医科の専門医制度を参考に、総合認定制度と社会医療分科会の役割を考察した。【対象および方法】認定・更新、利点を検討した。【結果】各分科会が専門性を持ち寄り、共に構築する。たとえば、画像解析は外傷評価と安全な施術を支え、災害医療は被災者対応と多職種連携を通じ社会的役割を示す。社会医療分科会は柔道整復師が社会の中での必要な領域を担う。具体的には、職業倫理、法令遵守、療養費の適正な取扱い、多職種連携、患者･家族への説明、地域コミュニティ構築、社会的接遇等をカリキュラムとする。また、各分科会の専門領域だけでは扱いにくい社会的課題を補い、各分科会の学びを社会で生かす総合認定の共通基盤となりえる。履修、審査、実務経験で認定し、講習と更新で質を担保する。実現には各分科会、本学会、日整、研修試験財団等の協力が必要になると考える。共通教材・オンライン講習の活用により接骨院の研修教育コストの削減にも役立てる。【考察】総合認定とは専門性を薄めず、分科会の学びを生かし、国民と医療をつなぐ到達目標とする。認定を国民が質の高い柔道整復師を選ぶ目安とし、勤務柔整師の人事評価、企業派遣の要件、㊟マークとの連携、療養費支給基準上の評価に結びつけることで取得価値が生まれる。【結語】各分科会が連携する総合認定制度は、柔道整復師の医療的資質と社会的認知を高め、業権と可能性を広げる基盤となり得る。【COI】開示すべき利益相反はない。【倫理的配慮】本稿は制度提案であり個人調査は行っていない。運用は患者利益、公正性、透明性、認定の独立性を確保する。